

土地区画整理事業の仕組み

1. 道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ります。
2. 地権者から少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、その土地を道路、公園、河川等の公共用地が増える分に充てます。（公共減歩）また、施行者が売却する保留地にも充て（保留地減歩）、収益を事業費の一部に充当します。
3. 公共施設が整備され、土地の区画は整いますが、施行後の宅地面積は施行前に比べて小さくなります。

